

第4次笠岡市障がい者福祉計画・笠岡市障がい児福祉計画（第5期）・笠岡市障がい児福祉計画（第1期）素案に対する
意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方
1	<p>第1編 総論 第2章 障がいのある人を取り巻く現状 5 アンケート調査結果 (1)障害の状況について[障がい者対象調査] ○身体障がいのある人の障害の原因は、「病気」が4割台半ば。 ⇒身体だけを取り上げて述べているが、知的・精神に言及が必要。下記の文を追加してみてはどうか。</p> <p>「知的障がい者が持つ療育手帳所持者では、『生まれつき(先天性)』が39.4%で最も高くなっています。精神障がい者では、『生まれつき』という割合は少なる半面、思春期や入学期・就職期などの節目での発病が多く、それまで元気だった人が病気になるため、本人や家族が隠したがる傾向が強くなります。手帳を申請しない人が多いといつた現状については、今後情報把握に努め、適切な情報提供や利用しやすい相談窓口となるよう、関係課と連携しながら、今後も取り組んでまいります。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。知的障がいのある人に関しては、下記の通り記載しております。</p> <p>⇒「療育手帳所持者では、「生まれつき(先天性)」が39.4%で最も高くなっています。疾患の早期発見・早期対応に向けて、健康づくりの推進や健診検査の受診勧奨が必要となっています。精神障がいのある人に関しては、ご指摘の通り、言及が必要のため、「精神障害者保健福祉手帳所持者では、『病気』の割合が2割強で最も高く、『生まれつき』が1割となっています。」という文言を追加させて頂きます。なお、こちらのページはアンケート調査結果の報告となるため、調査の結果のみを客観的に記載させて頂きたいと思います。また、精神障がいのある人の中には手帳を申請しない人が多いといった現状については、今後情報把握に努め、適切な情報提供や利用しやすい相談窓口となるよう、関係課と連携しながら、今後も取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	市の考え方
2	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画</p> <p>第1章 計画の基本構想</p> <p>2 施策の推進目標</p> <p>○2 地域生活支援の充実の3行目の後に、下記の文章を追加してはどうか。</p> <p>「障がいがある人の中には5年以上の入院が7万人もいるといわれています。社会的入院と谓われるこの現象は何十年も続いており、長い人では人生の大半の入院生活を強いられている人もいます。地域における差別・偏見や住む場所がないことなどが原因です。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市においても入院されている障がいのある人はいらっしゃいます。一方で、ご指摘頂いた原因につきましては、十分把握ができていない状況であり、今後も把握に努めるとともに、地域の差別や偏見を解消できるよう各種取り組みを進めてまいります。</p>
	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画</p> <p>第2章 各施策の基本的な考え方</p> <p>1 理解と配慮の促進</p> <p>(1) 理解の促進</p> <p>○今後の取り組みにおいて、以下のよう[に]、⑨を追加してはどうか。</p> <p>○⑨障がい者と接する機会の増進</p> <p>障害と障がい者をもつと理解するためにには、障がい者と接する機会を増やすことが大切です。とくに、知的や精神の障がい者には援助の仕方がわからないという市民の意見が多い現状で、こうした障がいがある人たちとの交流を増やす努力が必要です。ドランティアとして話を聞く、交流を深めるなど、普段から接する機会があれば理解が深まります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では障がいのある人の理解促進を図るため、障がい者施設と地域との交流やイベント等を通じて交流の場づくりに努めています。計画書においても、「推進目標3 社会参加の推進」において、障がい者施設と地域との交流や福祉イベントの開催などを記載しております。頂いた意見も踏まえ、今後も地域住民の参加を促進し交流活動を通じて障がいのある人への理解が深まるよう支援してまいります。</p>

No	意見の概要	市の考え方
	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 1 理解と配慮の促進 (4)福祉教育の推進</p> <p>○「これから笠岡を担う子どもたちが～意識の向上を図ります。」の後に、下記の文章を入れてはどうか。</p> <p>「一人でも多くの子どもたちが障害や障がい者を正しく理解するために学校や保育所(園)，幼稚園でも障害をもつた子どもたちと接する機会をつくります。生き生きチャレンジ体験などを通して中学生の中には障がい児・者施設を訪れる子どももいますが、ほんの一部です。障害者差別解消法の施行にともない、幼い時から積極的な関わりが求められます。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 学校や保育所(園)，幼稚園などにおける、障がいを理解するための交流機会については、41ページの「今後の取り組み」に記載させて頂いております。頂いた意見を踏まえ、交流機会を増やせるよう引き続き関係機関と連携を図ってまいります。</p>
4	<p>記の文章を入れてはどうか。</p> <p>「一人でも多くの子どもたちが障害や障がい者を正しく理解するために学校や保育所(園)，幼稚園でも障害をもつた子どもたちと接する機会をつくります。生き生きチャレンジ体験などを通して中学生の中には障がい児・者施設を訪れる子どももいますが、ほんの一部です。障害者差別解消法の施行にともない、幼い時から積極的な関わりが求められます。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を踏まえ、2行目、「アンケート調査では、～5割以上となっています。」の後に、次の文言を追加致します。</p> <p>「また、家族の高齢化や親が亡くなつた際に、障がいのある人が精神的にも経済的にも不安定な状態になつてしまふ現状があります。」</p>
5	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 2 地域生活支援の充実 (4)経済的支援</p> <p>○2行目、「～5割以上となっています。」の後に、以下の文章を追加してはどうか。</p> <p>「家族の高齢化や死亡等により、孤立する障がい者が増え、精神的にも経済的にも不安定な状態になつています。また、3障害間で医療費の負担が異なるなど、まだ障がい者を取り巻く状況にはさまざまな問題を抱えています。こうした問題の解決も図りながら、障害がある人が、地域で自立して安定した生活を…」につなげる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を踏まえ、2行目、「アンケート調査では、～5割以上となっています。」の後に、次の文言を追加致します。</p> <p>「また、家族の高齢化や親が亡くなつた際に、障がいのある人が精神的にも経済的にも不安定な状態になつてしまふ現状があります。」</p>

No	意見の概要	市の考え方
6	<p>○3障害に対し、市営住宅の活用がさらにできなかいか検討をしていただきたい。</p> <p>市営住宅の障がい者に対する優先入居と事業者がすぐに立ち上げがむずかしいグループホームの市営住宅における可能性について考えていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。笠岡市にあります市営住宅は、低所得者に低廉な家賃で賃借することを目的としております。市営住宅につきましては、現在笠岡市公営住宅等長寿命化計画により施設の整備を行っているところであり、まずは建物の安全性の確保と躯体の長寿命化を図っております。また、老朽化した住宅については、将来的に建替えを視野に入れており、建替えの際には、福祉施設も含めた地域の観点づくりも必要と考えています。</p> <p>また、障がい者の優先入居につきましては、入居条件の緩和、空き家状況に応じた優先入居が可能な制度も設けております。</p>
7	<p>○2行目「近隣市町の福祉事業所が年1回開催している、～情報発信等を行っています。」の後に下記の文章を追加してはどうか。</p> <p>「FKS21の取り組みは、年々参加者が増え、有効な取り組みになつてまいります。しかし、障がいのある当事者や支援者と直接話し、コミュニケーションをとる機会がさらに大切であり、こうした地域の中における交流の場がもっと必要です。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>FKS21の取り組みは近隣市町の障がい者福祉への理解や事業所、関係団体の情報共有の場など障がいのある人やその家族、支援者、事業所、関係団体などが集まり、障がい者福祉への理解や情報共有の場となつております。ご指摘とおり、大変有効な取り組みとなつてきています。</p> <p>頂いたご意見も踏まえ、「FKS21～福祉施設の祭典～」の取り組みは、年々参加者が増え、有効な取り組みになつてまいります。今後も、障がいのある人や支援者とのコミュニケーションを図る交流の場づくりに努めてまいります。</p>

No	意見の概要 市の考え方
8	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 3 社会参加の推進 (2) 交流の促進</p> <p>今後の取り組み①地域福祉活動での交流機会の充実 ○「さらに、平成29年(2017年)に開所した～」に関して。 ⇒これは「[ばあ]」のことかと思いますが、どうしても知的障がいに特化した集いの場になってしまいます。身体障がい者、精神障がい者の居場所、集いの場の設置・確保が行政として必要だと思います。集まりやすい公の施設の空きスペースでよいと思います。(51ページ ③も同様)</p> <p>ご意見ありがとうございます。 本市では、就労支援事業所などで働く障害のある人が、仕事を終えた後に集う交流・くつろぎの場として「[ばあー]」を開設しています。</p> <p>「[ばあー]」においては、知的障がい者に限った集いの場というわけではありませんが、身体障がい者、精神障がいの方も気軽に集えるような場となるよう今後も努めています。また、その[まか]にも、障がいのある人の居場所が確保できるよう、関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>
9	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 3 社会参加の推進 (3) スポーツ・文化活動等の推進</p> <p>○障がい者は障がい者スポーツ、障がい者文化活動と、健常者と分けて考えがちですが、それらの推進とともに、通常のスポーツ(バレーボール、ソフトボール、グランドゴルフ、バドミントンなど)、絵画、短歌、俳句、などの文化活動など、健常者・障がい者の区別なく一緒にできるようになります。同じチームであっても、別々のチームであっても。</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ご指摘の通り、障がいのあるなしに関わらず、スポーツや文化活動を通して交流する機会を増やすことは重要と考えております。今後もスポーツ・文化活動等の推進を通じて、障がいのある人との人が直接触れ合い、一緒に活動できる機会の充実に努めてまいります。</p>

No	意見の概要	市の考え方
10	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 4 雇用と就労</p> <p>(1)就労支援の充実</p> <p>○3行目、「~きわめて重要な分野となっています。」の後に、下記の文章を追加してはどうか。</p> <p>「国が定める法定雇用率は、平成30年(2018年)4月からは、民間企業では2.2%に、地方公共団体では2.5%に引き上げられます。平成33年(2021年)4月までには、さらに0.1%引き上げられることも踏まえ、市内の企業に対するさらなる周知啓発が求められます。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見を参考にさせて頂き、3行目、「~きわめて重要な分野となっています。」の後に、以下の文言を追加致します。</p> <p>「国が定める法定雇用率は、平成30年(2018年)4月以後、民間企業では2.2%に、地方公共団体では2.5%に引き上げられます。平成33年(2021年)4月までには、さらに0.1%引き上げられることも踏まえ、市内の企業に対するさらなる周知啓発が求められます。」</p>
11	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 4 雇用と就労</p> <p>(1)就労支援の充実</p> <p>今後の取り組み③公共機関の障がい者雇用の促進</p> <p>○「~とともに、雇用する職域の拡大を図ります。」の後に下記の文言を追加してはどうか。</p> <p>「市役所では、障がいの特性に合った職場を提供し、障がいがあつても安心して働ける場の確保に努めます。民間に先駆けて率先して法定雇用率を達成いたします。」</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見を参考にさせて頂き、「~とともに、雇用する職域の拡大を図ります。」の後に次の文言を追加致します。</p> <p>「また、障がいの特性に合った職場を提供し、障がいがあつても安心して働ける場の確保に努めます。」</p>

No	意見の概要	市の考え方
12	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 5 保健・医療の充実 (1)障害の早期発見 ○8行目、「～が行われる体制を整備することが必要です。」の後に、以下の文 章を追加してはどうか。 「生まれつき障がいがある子どもがいる一方で、乳幼児期、学童期、思春期、 進学期、就職期など、心が変化しやすい節目の時期に、病気にかかることがあります。親や家族の無理解や偏見、地域の差別・偏見が病気を助長することがあります。」</p> <p>(計画書全般について) 障害の種類と説明を一覧表で入れてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見は、心の健康に関することであると考えます。本市においては、「こころの病気」に関する理解の周知に努めており、精神保健、医療、福祉等の関係者・機関等とも連携を図りながら支援する体制づくりに努めています。 計画書 P54 の「精神保健福祉の充実」においてその旨を記載しております。 ご指摘いただいた意見を踏まえ、教育機関や関係機関との連携を密にしながら、引き続き、「こころの病気」について相談・支援できる体制の強化に努めます。</p>
13	<p>成年後見人制度についての説明を(簡単で良い)入れてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 最終的な計画書には、冊子の最後に「用語集」を設ける予定です。そちらに、障害の名称と説明を記載させて頂きます。</p>
14	<p>成年後見人制度についての説明を(簡単で良い)入れてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 最終的な計画書には、冊子の最後に「用語集」を設ける予定です。そちらに、成年後見人制度についての説明を記載させて頂きます。</p>
15	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 1 理解と配慮の促進 (1)理解の促進 ⑤ヘルプマーク・ヘルプカードの活用の推進 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの写真の下の空白に、笠岡市での入手方法を記 載してはどうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を参考に、写真の下に次の文言を追加いたします。 「笠岡市では、市内に在住で、外見からわからなくなても援助や配慮を必要としている方を対象にヘルプマークとヘルプカードを無料で交付しています。希望される方は、症状などの分かるものを持って笠岡市役所地域福祉課へ申請してください。(症状などが分かるものがない場合も申請できます。)」</p>

No	意見の概要	市の考え方
16	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 1 理解と配慮の促進 (2) 虐待防止 今後の取り組みについて ○虐待をしている、あるいはされている痕跡等を発見しても、なかなか通報までは二の足を踏むことが多い。 ⇒虐待防止法 第7条1の通報義務を掲載した方が良いと思う。また、その通報先も明記すべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を参考に、「①虐待防止に向けた体制整備・早期対応・早期解決を図ります。」の後に次の文言を追加致します。 「障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した場合の速やかな通報が義務付けられています。笠岡市における通報先は次のとおりです。 笠岡市役所地域福祉課 電話 0865-69-2133」</p>
17	<p>第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画 第2章 各施策の基本的な考え方 6 障がいのある児童への支援 (3) 特別支援教育の推進 特別支援教育の学校教育における、複数学年一クラスという状況が課題だと思う。最大4学年が在籍するなど子供たちの学習権を無視した現実に目を向けてほしい。今後の取り組み③特別支援教育連絡会における個別の支援はもちろん、学習権保障の点についても積極的に取り組むべきと考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本市の特別支援教育においては、特別な支援を必要とする子どもとの早期把握や、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組んでおります。ご指摘の通り、複数学年の生徒が同じクラスで学習する場合においても、個別のニーズに応じて作成した「個別の支援計画」、「個別の指導計画」に基づいた支援を行い、学習の権利を保障できるよう一層取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	市の考え方
18	<p>この計画を作るにあたって当事者の声をどのように把握したのか示してほしい。</p>	<p>本計画の策定においては、障害福祉事業所や家族会をはじめ、医師会や歯科医師会など、日ごろ当事者に接する方に委員として入っていただき、ご意見をいただきながら計画を策定しています。また、実務を担う機関として、関係団体や障害福祉事業所に対して、調査票によりご意見を伺っており、内容を反映しています。計画を策定するにあたっては、ご指摘のとおり、当事者の目線が必要であることからも今後も障がいのある人や介助者の実態の把握に努めてまいります。</p>

